

【お知らせ】



2018年7月4日

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会

新たに1社の事業者がICSAの会員として参加

児童ポルノ画像へのアクセスを強制的に遮断するブロッキングなど、インターネット上の児童ポルノの流通防止を目的とした取り組み※を、2011年4月21日より当協会に参加のプロバイダや検索サービス事業者、フィルタリングサービス事業者が実施しておりますが、このたび別紙のとおり新たに1社の事業者が当協会の会員として参加しました。

入会した事業者においては、準備が整い次第、児童ポルノ画像が掲載されたサイトのブロッキングを開始する予定で、適宜、当協会のホームページで公表させていただく予定です。

なお、今回の参加により、当協会に参加しているプロバイダは83社となっております。

当協会として、引き続き適切なアドレスリストの提供を進めるとともに、取り組みに関する周知活動に努めながら、社会的な使命を果たして行きたいと存じます。

※児童ポルノのインターネット上での流通防止のための具体措置として、以下の対策が挙げられます。

- 1) プロバイダが実施する、特定サイトへのアクセスを強制的に遮断する「ブロッキング」
- 2) 検索サービス事業者が実施する、特定サイトの「検索結果非表示」
- 3) フィルタリングサービス事業者が実施する、特定サイトへの「フィルタリングによるアクセス制限」
- 4) その他自社のサービスを通じた児童ポルノ流通防止対策

別紙：新たにICSAに入会した事業者について

2018年7月4日追加分(1社)

株式会社広域高速ネット二九六

以 上